

## 「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(案)」委員・オブザーバーご意見対応表

No.	ページ番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	修正有無 無/済	回答・対応内容
第3回検討会当日意見について					
1			4章の文章が読みにくいいため、取り扱いを再度検討して欲しい。	済	第4章優先的検討規程については別添資料扱いとし、内容を移行しました。また、移行に伴い「簡易な検討」に関する記述を修正するため、3.1.4(2)④VFMに関する記載内容を修正しました。
下水道事業における PPPPFI 手法選択のためのガイドライン(案)について					
2	14	図表2-4	「リスク分担（の明確化・最適化）」という課題は契約書をどう作成するかと同義であり（つまり「契約における工夫」は対応ではなく課題であり）、「ガイドラインや先行事例の活用、および民間事業者との対話」が対応策となると思います。	済	「マーケットサウンディング・競争的対話の実施」に改めました。
3	14	図表2-5	「民間事業者視点からの課題」につき、「民間事業者内の体制整備」のみは民間事業者が対応すべき民間事業者の課題であり、それ以外の4つは管理者が対応すべき管理者の課題です。あくまで管理者向けのガイドラインなら、「民間事業者内の体制整備」は省略してもよいように思います。	無	管理者側でスキームを検討する場合であっても、事業者側がどのように受け止めるかを考慮することは重要と考えますので記載は残しますが、管理者側の対応として「契約準備期間の確保」を追記しました。
4	14	図表2-5	「創意工夫をしやすい発注方式」は利益を生むための対応であり、「経営努力への利益還元」はその利益を民間事業者が取ることの許容のため、両者が対応していないように思います。この点の対応は「民間事業者の適正な利潤を加味した予定価格の設定」とか「民間事業者による利潤の適正性を評価項目に加味」ということではないでしょうか。	済	酒田市の事例があることから、「創意工夫をしやすい仕組みの構築・インセンティブ等の設定」に改めました。予定価格をどのように捉えるかという点や利潤の評価項目については、そちらに誘導されるおそれがあり、直接の記載を避けました。
5	20	第2章 各PPP/PFI手法の概要と導入効果「包括的民間委託の表について」	【参考意見】表形式になっていますが「制度上の特徴」の内容について6項目掲載しており、上の4項目は長所もしくは期待できる効果等の内容で下の2項目は短所もしくは不適の内容が記載されていますので、この表を良い点と悪い点的に2つに分けてみたらどうか。	無	当初、メリット・デメリットでの記載を検討しましたが、悪い点がある自治体にとっては、不要な観点である場合もあるので、特徴としての記載としました。参考意見として承りました。
6	31	千葉県柏市の事例	「大手企業から地元企業への技術移転」については読者たる管理者の関心が高いところかと思えますので、より詳細の説明があると有用だと思います（記載場所は、ここがいいのか、地元企業活用で別途1項目を設けた方がいいのか。後者の方が目立ちやすいように思います）。	無	地元活用のためのガイドラインではないことと、それぞれ詳細を記載すると全体のボリュームが大きくなりすぎるため、現状の記載のままとしました。本ガイドラインを契機として、各自で事例研究していただければと思います。
7	68	図表3-7	※3「…DBOと取り扱うことも可能」とはどのような意図でしょうか。国の解釈として「（本ガイドラインで）DBOの一つと分類する」ということなのか、地方公共団体側の判断で「DBO扱いにしても良い」という、団体の裁量に任せるスタンスなのかが良くわかりませんでした。読者としては前者がすっきりして良いと思いますが。	無	実態としてこれまで団体の裁量としていた部分のため、後者の方針としております。
8	69	コラム⑦	地元企業活用について一か所にまとめてはどうか、という意見に対して、対応として、コラム⑦に「地元企業の維持の視点」を記載いただきました。しかしその内容は、「基本的にはPPP/PFI手法は地元企業に不利」ということを前提としながら、地元企業保護のためにPPP/PFI手法の(部分的)不採用を選択肢として提示。ただし例外的に地元企業にとってPPP/PFI手法採用がメリットになる場合もあるので留意が必要、という流れに読めます。しかしながら目指すべきは「(性質上不適切でない限り)可能な限りPPP/PFI手法を採用し、可能な限り地元プレイヤーが役割を担う」ということではないでしょうか。とすれば、PPP/PFI手法を採用する前提で、地元企業が不利にならない方策等をまとめ、例外的な最後の手段として特定業務をPPP/PFIの対象外とする、という書きぶりにはいかがでしょうか(その場合、このコラムではなく、地元企業活用についての別コラムとした方が見やすいと思います)。	済	コラム⑦において、ご指摘の点がわかるよう追記いたしました。

No.	ページ番号	該当箇所	ご意見・ご質問の内容	修正有無 無/済	回答・対応内容
9	74	図表3-10	先行事例地方公共団体につき、このガイドライン上でコンタクト先（先行事例名、担当部署、電話番号・メールアドレス等）を掲載することをご検討ください。	無	組織変更等により情報が古くなってしまうこと、また掲載自治体にとっての事務負担も懸念されるため、掲載しない方針といたします。
10	102	図表3-37	なぜコンセッションにおける「資金調達に要する費用」と「民間事業者の適正な利益及び配当」が「算入しない」のでしょうか。	無	資金調達は公共資金調達のことが多いため算入しないものとしています。コンセッション方式における適正な利益の参入方法の整理については今後の検討課題とします。
11	106	コラム⑫	本コラムの事例としては既に存在するTGSのような官民出資会社もあると思います。計画中の秋田県の補完組織のみが取り上げられることに若干の違和感がありますので、既に実績のある事例も示してはどうでしょうか。	済	該当箇所については、官民出資会社による広域化の例として取り上げております。ご意見を踏まえて実績のある事例についても触れました。
その他ご意見					
12	全体	全般（特に3章）	昨年コンセッションガイドラインが改定され、内閣府のアクションプランにおいて下水道のコンセッション事業目標数も掲げられており、これらの趣旨との整合性を勘案すると、もっとコンセッションを選択した際の良さを前面に押し出すようなガイドラインとしていただけると良いと思います。	無	ご指摘の点は国としても推進するものではありませんが、手法の選択については総合的な判断の下行われるものであり、コンセッションが優位であるというような記述はしない方針といたしました。

※本表に記載の他、委員・オブザーバーをはじめPPP/PFI検討会参加自治体、全国上下水道コンサルタント協会から多数のご意見を頂きましたが事務局にて精査し、反映すべきものは反映いたしております。